教育民生委員会　会議録

日　時　　令和２年７月１４日（火曜日）　午後１時００分～午後１時１５分
場　所　　臼杵庁舎２階　全員協議会室

出席委員の氏名

委 員 長　久藤　朝則　　副委員長　内藤　康弘　　委　　員　川辺　　隆
委　　員　匹田久美子　　委　　員　戸匹　映二　　委　　員　若林　純一

欠席委員の氏名

（　な　し　）

説明のため出席した者の職氏名

（　な　し　）

出席した事務局職員の職氏名

局長　東　弘樹　　次長　後藤　秀隆　　副主幹　高橋　悠樹　　書記　清水　香

傍聴者

（　な　し　）

会議に付した事件

１．（仮称）大分野津太陽光発電事業計画に関する請願について

午後１時００分　開議

○委員長（久藤朝則）

ただ今から、教育民生委員会を開催いたします。本日は、昨年６月定例会より継続審査となっております、（仮称）大分野津太陽光発電事業計画に関する請願を議題といたします。まず、事務局から現状の説明をお願いします。

○書記（清水　香）

（　配付資料に基づき説明　）

○委員長（久藤朝則）

ただ今の説明に対して何かご質問等ありますか。

（　「なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

ないようですので進めたいと思います。継続審査としてきたこの請願ですが、継続審査の理由としては、①事業計画が変更中であり、関係機関に対し、正式に事業計画が提出されていないので、協議ができない。②地元への事業説明が十分に行われていない。という２点でありました。

本日は、これまでの経緯を踏まえて、委員皆さんよりこの請願の取り扱いについて、意見をお伺いしたいと思います。

○委員（戸匹映二）

未だに事業計画が出てないということですが、かなりの時間も経過していますので、現時点での状況において結論を出したほうがいいのではないかと思います。

○委員（川辺　隆）

今回の請願は、関係機関と事業者に対し意見書の提出を求めるものであり、現時点において開発許可の修正審査中であり､正式な説明がない中で委員会においても協議できない状況です。また、市議会が、事業者に対して意見書を提出することはできないので、この請願は適当ではないと思われます。

○委員（戸匹映二）

今回の請願は工事の賛成・反対ではなく、この請願の取り扱いについて考え、しっかりとした結論を出すべきだと思います。

○委員（匹田久美子）

この請願の審査が長引いている事を考えると、請願者には少しでも早く採択・不採択を伝えたほうがいいと思います。

○委員（若林純一）

県に申請書が提出されていて、事業計画の内容もある程度明らかになっているようですし、あまり時間をかけずに採択・不採択を決める必要はあると思います。事業計画が県において審査中ということですが、地元の皆さんとしては、県に提出された内容で不安が払しょくされてはいないようですし、また地元説明も行われているようですが、十分に理解を得られていないという状況は重々承知しておるところです。しかしながら、この案件は大分県が法令に従い許可･不許可を慎重に審査するものですし､臼杵市に対しても意見を求める手続きが踏まれます。この請願の内容は、市議会から大分県に対して、この計画を中止するよう事業者に指導を求める意見書を出してという内容になっておりますけれども、関係法令に従い審査されていくものについて、頭ごなしに中止するように指導してくれという意見書を県に出したとしても、県としても中止を指導できる内容には思えませんので、この意見書を出すという請願は、いささか実効性に欠けると思います。

○委員（川辺　隆）

それならば、そもそも事業者に意見書を提出できないのであれば、一度請願の差し戻しはできないのですか。

○委員（戸匹映二）

これだけ時間も経過しているので、今の段階での差し戻しは、請願者に対してもいかがなものかと思います。

○委員（内藤康弘）

この請願について、請願者とのやり取りはどういうふうになるんですか。

○書記（清水　香）

請願については、紹介議員を介してのやり取りが基本となります。

○委員（内藤康弘）

地元の思いも分かりますが、委員会としては工事の賛成・反対ではなく、この請願の取り扱いについて考えなければいけないと思うので、その辺についてご協議をお願いします

○委員（若林純一）

何度も言うようですが、地元のお気持ちは分かりますが、関係法令に従って進められますし、技術的基準とか市の意見書など段階を踏んでいくので、市議会としてとにかく中止してくれという意見書は馴染まないと思いますので､県に対して中止を求める意見書については、県が事業者に対して中止を求める権限もない事ですし、意見書の提出はいかがなものかなと思います。

○委員長（久藤朝則）

ただいま委員皆さんの意見を伺ったところですが、今後も引き続き継続審査として取り扱うのか、又はご意見にありましたとおり本日結論を出すのか、いかがいたしましょうか。

○委員（戸匹映二）

結論を出したほうがいいと思います。

○委員（匹田久美子）

早く結論を出すほうがいいと思います。

○委員（川辺　隆）

異議ありません。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

異議はないようです。ではこれより討論に入ります。

○委員（若林純一）

この事業計画については、近隣の地元の方々にとって不安は払しょくできないし、いろんな意味で反対したいお気持ちはすごく理解いたします。ただ市議会が意見書を出したとしても、提出先の大分県が法令に従い審査し、許可・不許可とするものですし、市の意見書もこ

れから提出される事になっています。仮にこの請願が採択され、当市議会から県に意見書が提出されたとしても県が事業者に計画を中止するよう指導できる案件ではないと思われるので、反対討論いたします。

○委員長（久藤朝則）

他にありませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。請願第１号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（　起立少数　）

起立はございません。よって、請願第１号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で教育民生委員会を終了いたします。

午後１時１５分　閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和２年７月１４日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長　　久藤　朝則